幅　員　朝明川橋（上下線一体）　20.0m
川北橋（上り線・下り線）　10m
橋梁等　朝明川橋（上下線一体）
鋼・ＰＣ混合３径間連続アーチ補剛箱桁橋
川北橋（上り線・下り線）
鋼２径間連続箱桁橋

⑹　工期　契約締結の翌日から1,260日間

⑺　使用する資機材
鋼重　約4,600ｔ
コンクリート　約10,000㎥
鉄筋　約1,500ｔ
ＰＣ鋼材　約200ｔ

⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画(以下「施工計画」という。)をいう。

施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。)第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】
鋼橋上部工工事、ＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,280点以上の鋼橋上部工工事と1,320点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,280点以上（鋼橋上部工工事）又は1,320点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。)。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】
鋼橋上部工工事、ＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,180点以上の鋼橋上部工工事と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　【特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合】
鋼橋上部工工事又はＰＣ橋上部工工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,180点以上の鋼橋上部工工事を有している者と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
・鋼橋上部工工事
ア）鋼アーチ橋の工場製作
イ）送出し架設工法により架設した最大支間長105m以上の鋼箱桁橋の工事
ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せ溶接により現場溶接をした工事
※突合せ現場溶接の板厚は、突合せる２枚の鋼板の薄い方の板厚とする。
・ＰＣ橋上部工工事
エ）固定支保工により架設したＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
・鋼橋上部工工事
ア）鋼アーチ橋の工場製作
イ）送出し架設工法により架設した鋼箱桁橋の工事
ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で鋼板を突合せ溶接により現場溶接をした工事
・ＰＣ橋上部工工事
エ）固定支保工により架設したＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
⒜　経営事項評価点数1,180点以上の鋼橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員
・鋼橋上部工工事
ア）鋼アーチ橋の工場製作
イ）送出し架設工法により架設した最大支間長105m以上の鋼箱桁橋の工事
ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せ溶接により現場溶接をした工事
※突合せ現場溶接の板厚は、突合せる２枚の鋼板の薄い方の板厚とする。

⒝　経営事項評価点数1,170点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員
・ＰＣ橋上部工工事
エ）固定支保工により架設したＰＣ（ＰＲＣ）連続箱桁橋の工事

⒞　鋼橋上部工工事又はＰＣ橋上部工工事を特定建設工事共同企業体（甲型）で施工する場合は、上記①及び②特定建設工事共同企業体（甲型）の場合の該当する工事の実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。